# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	法人市民税に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、法人市民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに 情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。

・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。 ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、 個人情報を保護している。

### 評価実施機関名

宮崎県日南市長

### 公表日

令和7年3月21日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	法人市民税に関する事務					
②事務の概要	日南市では、地方税法及び日南市税条例に基づき、法人市民税の課税事務を行っている。また、法人からの申請に基づき、所在証明書を発行している。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①法人市民税申告書、納付書の送付 ②申告情報等の受理及び審査 ③減免申請に対する事務 ④更正・決定等の通知 ⑤所在証明書の発行					
③システムの名称	①Acrocity法人市町村民税 ②eLTAXシステム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
法人市町村民税情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表の24の項					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民生活部 税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113					
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	市民生活部 税務課 市民税係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1121					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年2月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年2月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ごれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	ンステムを通じた	:入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

	消去 		✓ >32 L⊓ n+			
特定個人情報の漏えい・滅 ・・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[ ]人 <sup>[</sup>	手を介在させる作業はない			
			<選択肢>			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		ルチェックを行う。また	際は、宛先に間違いがないか、関係ない者の個人 、窓口での申請時には、申請者本人から情報の打			
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている			
11. 最も優先度が高いと考	そうこれる対策	[ ]全	3) 十分に行っていない 項目評価又は重点項目評価を実施する			
11. 取り優儿及が問いても	たられるが来	[ ]±.	タロ町 個人は主爪ダロ町 個で大心する			
	[8)特定個人情報の漏えい	・滅失・毀損リスクへ <i>の</i>	)対策 ]			
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策					
	1) 目的外の入手が行われ	るリスクへの対策				
<b>日よ頂ル 広ぶさい カニン</b> し	2) 目的を超えた紐付け、事		との紐付けが行われるリスクへの対策			
最も優先度が高いと考えられ る対策	2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって7	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク	7への対策			
	<ul><li>2) 目的を超えた紐付け、事</li><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li></ul>	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対	7への対策 策			
	<ul><li>2) 目的を超えた紐付け、事</li><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な(</li><li>5) 不正な提供・移転が行わ</li></ul>	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 つれるリスクへの対策(6	7への対策			
	<ul><li>2) 目的を超えた紐付け、事</li><li>3) 権限のない者によってる</li><li>4) 委託先における不正な信</li><li>5) 不正な提供・移転が行え</li><li>6) 情報提供ネットワークシ</li></ul>	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 っれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
	<ul> <li>2) 目的を超えた紐付け、事</li> <li>3) 権限のない者によってる</li> <li>4) 委託先における不正な付</li> <li>5) 不正な提供・移転が行わ</li> <li>6) 情報提供ネットワークシ</li> <li>7) 情報提供ネットワークシ</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい</li> </ul>	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策			
	<ul> <li>2) 目的を超えた紐付け、事</li> <li>3) 権限のない者によって</li> <li>4) 委託先における不正な(</li> <li>5) 不正な提供・移転が行れ</li> <li>6) 情報提供ネットワークシ</li> <li>7) 情報提供ネットワークシ</li> </ul>	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策 )対策			
る対策	2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な付 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 8) 特定個人情報の漏えい 9) 従業者に対する教育・啓	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策の つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの 発発	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策			
	<ul> <li>2) 目的を超えた紐付け、事</li> <li>3) 権限のない者によってる</li> <li>4) 委託先における不正な付</li> <li>5) 不正な提供・移転が行わ</li> <li>6) 情報提供ネットワークシ</li> <li>7) 情報提供ネットワークシ</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい</li> </ul>	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策 )対策 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			
る対策	2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な付 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 8) 特定個人情報の漏えい 9) 従業者に対する教育・啓	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策の つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの 発発	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策 )対策 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
る対策	2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な付 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 8) 特定個人情報の漏えい 9) 従業者に対する教育・啓	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策の つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの 発発	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策 )対策 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 調に保管することを徹底し、バックアップデータも係			
る対策	2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な信 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 8) 特定個人情報の漏えい 9) 従業者に対する教育・啓 「十分である	事務に必要のない情報 下正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策の つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの 発発	7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策 )対策 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 間に保管することを徹底し、バックアップデータも保			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和1年6月25日	▮計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ. リスク対策		項目追加	事後	様式の変更
令和3年9月30日		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和3年9月30日	▮計数か	令和1年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和1年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年10月20日	I 7.特定個人情報の開示・訂   正・利用停止請求	総合政策部 総務·危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部総務課内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
令和4年10月20日	数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 1.対象人数 いつ時点の計  数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I3. 個人番号の利用	第9条第1項別表第1の16の項	第9条第1項別表の24の項	事後	
令和7年3月21日	Ⅱ1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅳ. リスク対策		項目の追加	事後	様式の変更